



生 議 第 6 8 号

平成25年4月26日

生駒市長 山 下 真 様

生駒市議会議長 山 田 正 弘



議会と行政のより良い関係の構築に向けての要望書について（回答）

このことについて、平成25年2月7日付け生議第11号で回答した事項のうち、今後議会内で協議し取扱いを決定することとした事項及び平成25年2月18日付け生秘第21号で要望のありました各事項につきまして、別紙のとおり回答いたします。

議会と行政のより良い関係の構築に向けての要望書

(平成25年2月7日付け生議第11号で回答したうちの③)

対象会議	項目	市長の提案	議会における取扱い
本会議又は委員会	開議時間	30分又は1時間の前倒し	従来から本会議又は委員会の開会前に、議案説明会、議会運営委員会等を開催する場合があること、また会議時間を前倒しすることなく審議・審査時間を拡充することは可能であることから、現行のままとする。
議案説明会	関係部長による議案説明	議案説明会の廃止 (口頭から文書による説明に替える)	議会として議案内容を十分に把握するため議案説明会は必要であるとの認識に立ち、現行のままとする。 ただし、議案説明会での発言内容を確認するため、念のため、議案説明会での読み原稿を議会に参考資料として提出いただきますようお願いいたします。
常任・特別委員会	付託案件の審査	委員外議員の質問の廃止、もしくは廃止が無理な場合は事前通告制	現状において常任・特別委員会における委員は会派等で意見集約して質問することに努めており、委員外委員の質問はあくまで補足的なものに限られることから、現行のままとする。
本会議	委員長報告	議案の賛否に係る発言の追加	現状において、委員会のインターネット中継により審議内容が十分に把握可能であること、賛成・反対討論により賛否の理由を把握可能であることから、現行のままとする。

市長の専決処分事項指定	一定金額以下の補正予算、事務執行に係る議会審議の専決化	条例化による専決処分事項の指定	行政をチェックする機関である議会として、専決処分を極力なくすることが基本であることから、現行のままとする。
市長の専決処分事項指定	議会の議決した工事の変更契約手続き 当初契約金額の10%以内の額(3,000万円限度)に係る変更契約	議会の議決による指定	

議会と行政のより良い関係の構築に向けての要望書②

(平成25年2月18日付け生秘第21号による要望)

項目	議会における取扱い
議会基本条例における反問権の明文化 議員又は委員会提案の修正案、条例案、 決議等に対する(議会基本条例におけ る)質問権の明文化	反問権について、過去の議会において その必要性を協議した結果、趣旨不明 な発言に対し質問の趣旨を確認する ことは可能とするものの、行政と議会 との間の情報の非対称性等を理由と して、それ以上の反問は認めないこと を確認している。 また、平成25年4月1日に開催した 全員協議会においても、「生駒市議会 の運営及び議会活動に係る基本条例 (案)」に「議長から本会議又は委員 会に出席を要請された市長等は、議員 の質問に対して、その趣旨確認のため の質問をすることができる。」と規定 することを全議員で合意した。さら に、このことを受けて、当該全員協議 会において「反問権」及び「質問権」 を基本条例に明文化しないことを市 長に回答することについて全議員で 了承した。 以上のことから、反問権を条例に明文 化しない。
議員又は委員会提案の条例案作成過程 での理事者の意見聴取手続の制度化	現状において、議案を提案する議員又 は委員会は、必要に応じて議案作成段 階で事前に関係課との協議を行って いることから、制度化の必要性は認め られない。